



平成21年 2月17日

各 位

会 社 名 東京都競馬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 功  
(コード番号 9672 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 井上 博志  
(TEL 03 - 3271 - 9105)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月17日開催の取締役会において、平成21年3月27日開催予定の第84回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券電子化が実施されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、同法の施行日をもって株券を発行する旨の当社定款規定は削除されたものとみなされていることから当該規定を削除するとともに、併せて株券の存在を前提とした規定を削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第2項、第11条及び第12条第3項)  
ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。(変更案附則第1条及び第2条)
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条及び第12条第3項)
- (3) 株主の皆様の権利行使の手続きに関する事項が株式取扱規則に定められていることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。(現行定款第13条)
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年3月27日  
定款変更の効力発生日 平成21年3月27日

以 上

## 別紙

## 定款変更新旧対照表

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u>  <u>第7条 本公司は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)  第8条 (省 略)</p> <p><u>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</u>  第9条 (省 略)</p> <p><u>② 本公司は、第7条の規定にかかわらず、单元株式数に満たない数の株式(以下「单元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)  第10条 本公司の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(株券の種類)</u>  <u>第11条 本公司の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)  第12条 (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ 本公司の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本公司においては取り扱わない。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)  第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元株式数)  第8条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)  第9条 本公司の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)  第10条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 本公司の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本公司においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)            第13条 本会社の株式の取り扱いについては、法令又はこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条            〽 (省 略)</p> <p>第45条            (新 設)            (新 設)            (新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)            第11条 本会社の株主の権利行使に際しての<u>手続きその他株式の取り扱いについては、法令又はこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条            〽 (現行どおり)</p> <p>第43条</p> <p><u>附 則</u></p> <p>第1条 <u>本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

以 上